

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に関する条例
の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36
号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「151,600」を「152,600」に改める。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

別表第2定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項1の項中
「151,600」を「152,600」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例別表第3及び藤沢市一般職員の給与に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬月額及び給料月額について適用し、同日前の勤務に係る報酬月額及び給料月額については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、最低賃金が引き上げられることに伴い、本市の短時間勤務会計年度任用職員の報酬月額及び一般職の職員の給料月額について、所要の改正をする必要による。